

第4次周南市外郭団体等改革方針

令和2(2020)年3月

行政改革推進室

目次

1. 基本的な考え方	1
2. これまでの取組と国の動き	1
(1) これまでの取組	1
(2) 国の動き	2
3. 周南市の現状と課題	2
(1) 本市の財政上の現状と課題	2
(2) 外郭団体等の現状と課題	2
4. 対象団体	3
5. 取組期間	4
6. 改革の視点	4
7. 改革への取組事項	5
(1) 外郭団体等の経営について	5
(2) 外郭団体等の組織について	5
(3) 外郭団体等の今後のあり方について	6
8. 改革方針の目標	7
9. 進行管理	7
(1) 推進体制	7
(2) 情報公開の推進	8

1. 基本的な考え方

外郭団体は、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応し、民間の資金や人材、経営のノウハウを活用することにより、公共的・公益的な事業やサービスの提供を効率的・効果的に行うために設立されたもので、行政を補完・代行し、公共サービスを安定的に提供する上で重要な役割を担っている。

その一方で、外郭団体等の経営が著しく悪化した場合には、市の財政に影響を及ぼすことが懸念される。

本市においては、人口減少による税収の減少や、超高齢社会の進行による社会福祉関係費の増加、公共施設老朽化への対応など、非常に厳しい財政状況が続いており、外郭団体等の経営状況等について適切な把握・分析に基づき、出資や運営補助等についての見直しを行い、適正な事業運営と経営健全化に一層努める必要がある。

また、設立から一定の年数が経過したことから、外郭団体等の設立時の目的の再確認や目的に沿った運営が行われているかの確認も必要となってきている。

しかしながら、外郭団体等においては、民間企業の立地が期待できない地域における産業の振興や雇用の確保、公共性・公益性が高い事業の効率的な実施等が強く期待されているところであり、外郭団体等はそれらを実現するための有効な手法となりうる可能性がある。

これらの点を踏まえ、引き続き市と外郭団体等の連携を図る中で、外郭団体等の経営健全化と適切な活用による安定的な公共サービスの提供の両立を図るため、外郭団体等の改革の推進に引き続き取り組むこととする。

2. これまでの取組と国の動き

(1) これまでの取組

本市においては、平成17(2005)年6月に「外郭団体ガイドライン」(第1次ガイドライン)を策定し、市と外郭団体等との緊密な連携のもとに、環境の変化に対応すべく改革の推進に取り組んできた。

また、平成20(2008)年度には、「第三セクター等経営評価検討委員会」において外郭団体等の評価・検証を実施し、その中で、「周南市土地開発公社」「周南市都市開発事業団」の解散や「(株)かの高原開発」の経営改善等に関する提言を行うなど、改革を進めてきた。

さらに、平成 22(2010)年 1 月には、第 2 次となる「周南市外郭団体等改革方針」を、平成 26(2014)年 12 月に「第 3 次周南市外郭団体等改革方針」を策定し、これに沿って外郭団体等が自ら積極的に改革・改善に取り組み、自主・自立した経営基盤の確立を図るための改革を進めてきた。平成 30(2018)年 2 月に、地方公共団体に相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等において経営が著しく悪化している場合には、地方公共団体に対し「経営健全化方針」を策定し、これを公表するよう国から要請があったことから、本市においても対応したところである。

(2) 国の動き

国においては、平成 20(2008)年 6 月に「経済財政改革の基本方針 2 0 0 8」において、「第三セクターの改革に関するガイドライン等に基づき、経営が著しく悪化したことが明らかになった第三セクター等の経営改革を進める。」こととし、第三セクター等の抜本的改革を推進してきた。

その計画期間が平成 25(2013)年度で終了したことから、平成 26(2014)年 8 月に新たな指針となる「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」が策定され、その中で、第三セクター等の経営健全化と適切な活用による地域の元気を創造することの両立が求められた。

また平成 30(2018)年 2 月には地方公共団体の財政的なリスクが相当程度ある第三セクター等において経営が著しく悪化している場合には、関係を有する地方公共団体に対し、「経営健全化計画」の策定と取組状況の公表が要請された。

3. 周南市の現状と課題

(1) 本市の財政上の現状と課題

本市の財政状況は、市税の減少や超高齢社会の進行による扶助費の増加、さらに、合併支援措置の終了による普通交付税の減少などに加え、本市の公共施設老朽化対策にも多額の費用が見込まれることから、本市の財政は引き続き厳しい状況にある。

(2) 外郭団体等の現状と課題

外郭団体等においても、これまでの第 1 次ガイドラインや外郭団体等改革

方針に基づき、経営健全化計画による自立・自主的な経営基盤の確立のための自主財源の確保や組織、職員定数の見直しなど、各外郭団体等がそれぞれ実施可能な方法により、積極的に改革に取り組んできたが、プロパー職員の新陳代謝が進まないこと、自主財源の確保が困難で、市からの（人的、金銭的な）補助等に頼っていることなど、外郭団体等を取り巻く状況は依然として厳しいものといえる。

外郭団体等が行う公共サービスを安定的に提供するためにも、財政支援等の効率的・効果的な活用による経営の健全化等の更なる改革を進めていく必要がある。

4. 対象団体

これまでの取組から一定期間が経過したことから、本市と関係のある全団体を対象とし、より現状に即した取組とする。

この改革方針における対象団体は、以下のいずれかに該当する団体等とする。

- 市が出資又は出えんしている法人
- 市が損失補償等の財政援助を行っている法人
- 市が経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人

市が経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人とは、市が出資又は出えんしている法人で、業務委託、指定管理者として指定、運営補助を行っている法人のことを指す。

なお、「第3次周南市外郭団体等改革方針」においては市の出資又は出えんしている法人についてはその比率が25%以上の団体を対象とした。

第3次周南市外郭団体等改革方針の対象とした団体（参考）

	対象団体	担当課※
1	公益財団法人 周南市体育協会	文化スポーツ課
2	公益財団法人 周南市文化振興財団	文化スポーツ課
3	公益財団法人 周南市ふるさと振興財団	コミュニティ推進課
4	公益財団法人 周南市医療公社	地域医療課
5	公益財団法人 周南地域地場産業振興センター	商工振興課
6	大津島巡航 株式会社	生活安全課
7	徳山青果精算 株式会社	農林課
8	株式会社 かの高原開発	観光交流課
9	一般財団法人 徳山地区漁業振興基金	水産課
10	一般社団法人 新南陽地区漁業振興基金	水産課
11	社会福祉法人 周南市社会福祉協議会	高齢者支援課
12	社会福祉法人 周南市社会福祉事業団	高齢者支援課

※担当課名は第3次周南市外郭団体等改革方針策定時のものを表記

5. 取組期間

本改革方針の取組期間は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間とする。

6. 改革の視点

社会経済情勢や市民ニーズの変化に伴い、外郭団体等の当初の設立目的や実施されている事業等が現況に適合しているか、また、効率的・効果的に事業等を進めていくためにどのような改善を行っていく必要があるかという視点から、以下の項目について、各団体を検証し、改善の方向性を提案することで、質の高いサービスの提供につなげる。

- ① 外郭団体等の経営について
- ② 外郭団体等の組織について
- ③ 外郭団体等の今後のあり方について

7. 改革への取組事項

(1) 外郭団体等の経営について

① 経営状況等の把握、評価

本市の出資団体である外郭団体等の経営状況等について、市は監理する立場にあることから、外郭団体等の現在又は将来の経営状況や資産債務の状況について適切に把握、評価等を行うこととする。

また、外郭団体等の経営状況等の悪化は、市の財政に影響を与える可能性があることから、経営状況等の悪化が判明した場合には、速やかに抜本的改革を含む経営健全化に取り組むこととする。

② 積極的な情報の公開

外郭団体等は市から出資や財政支援を受けており、その経営状況等を議会や市民に対して説明する責任があることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項の規定による書類の提出の他にも、実施している事業内容や管理している施設の情報と併せて、財務諸表等についてもホームページ等を活用して積極的な情報公開に取り組むよう指導する。

(2) 外郭団体等の組織について

① 役員等の充て職の見直し

外郭団体等の役員等へ市長や職員が就任している状況がある。

特に、市長が団体等の代表になっている場合、市との契約において、双方代理を回避する別途手続きが必要となることや、経営責任の明確化と事業等の徹底的な効率化を図るためにも、市長や職員の充て職について原則見直すこととする。

なお、現状通りとする場合については、その理由を明確に示すこととする。

② 人的関与について

本市においては、外郭団体等へ職員を派遣している場合があるが、派遣に当たっては、公共的法人等への一般職の地方公務員の派遣に要する法律等の法令を遵守するとともに、外郭団体等が本来独立した経営主体であることから、その必要性を検証するものとする。

③ 事務事業等の見直し

事業等をより効率的・効果的に進めていくためには、事務事業の見直しが重要であることから、実施意義の薄れてきた事業等の統廃合や改善を積極的に促し、団体本来の目的に沿った事業への資源（ひと・もの・かね）の再配分を進めていくよう指導する。

④ 人材の活用

外郭団体等においては、プロパー職員の高年齢化が進んでおり、今のままでは事業の継続が困難となる可能性もあることから、計画的な職員配置が必要となるが、市は外郭団体等の組織機構の見直しはもちろんのこと、今後の事業の動向、収支見通し等を検証した上で、その取組を指導することとする。

また、より質の高いサービスを提供するためには、職員の専門性の向上が必要不可欠であり、そのことが団体の経営基盤の強化にもつながることから、研修等について、積極的に行うよう指導する。

(3) 外郭団体等の今後のあり方について

① 外郭団体等の方向性

社会経済情勢や市民ニーズ等の変化により、事業の必要性や設立当初の目的が希薄化していないか再検証し、事業そのものの存続について検討する必要がある。

検証の結果、本来の設置目的が希薄化している、あるいは他の団体との統合によって新たな活用が見込まれる場合については団体等の統廃合を、また、経営状況について採算性があると認められる場合については出資や運営補助等の見直しを行い、完全民営化への移行を検討するなど、今後の方向性について再検証することとする。

しかしながら、外郭団体等は住民の暮らしを支える事業等を行う重要な役割を担っており、民間企業の立地が期待できない地域においては、産業振興、地域活性化等に取り組むための有効な手法となる場合がある。

また、公共性・公益性の高い事業を効率的に実施することができる場合もあることから、今後は外郭団体等の経営体質の改善を図りつつ、その個性や特色を活かした、新たな活用方法についても検討することとする。

② 財政支援等の考え方

外郭団体等を運営するに当たり、市から多くの財政支援等を行っているが、本来独立した経営主体である外郭団体等は、民間事業者等と同様に、経営的視点から自ら積極的に改革・改善に取り組み、自主・自立した経営基盤の確立が求められる。

今後とも、自主財源確保の取組を求めるとともに、支援を漫然と継続することや支援の規模が安易に拡大することがないように、公的支援の上限や期限、支援を打ち切る要件等について明確に取り決めておく必要があるため、その考え方を整理していく。

③ 新たな外郭団体等の設立について

既存の外郭団体等の統廃合による新たな団体等を設立する場合については、事業そのものの意義や必要性、収支等の将来見通し、費用対効果等について十分検討する必要がある。

事業の公共性・公益性が高く、市が直営で実施するよりも民間事業者等が実施する方が効率的・効果的なサービスが提供でき、かつ、収益性等の問題により民間事業者等の積極的な参入が見込めない場合などは、事業主体を外郭団体等とすることが考えられる。

この場合、既存団体で事業を実施することが可能かを検討し、困難な場合に限り、統廃合等による新たな外郭団体等の設立を検討する。

8. 改革方針の目標

本改革方針の目標を「外郭団体等との連携強化による持続可能で安定的な公共サービスの提供」とし、外郭団体等の適正な事業運営に基づく経営健全化と適切な活用による持続可能で安定的な公共サービスの提供の両立を図る。

市は外郭団体等の自主性・自立性を尊重しつつ、指導・助言・調整等を行うものとする。

9. 進行管理

(1) 推進体制

外郭団体等の改革にあたっては、本方針に基づき、以下の体制において、

改革を推進する。

① 第三セクター等経営評価検討委員会

経営等の評価・検証に当たって専門的・客観的視点から評価・検証が必要と認められる場合は、第三セクター等経営評価検討委員会において専門委員による委員会を実施し、外郭団体等に対し、経営等における改善案を提示する。

② 行政改革担当課

行政改革担当課は、本方針の対象となった外郭団体等の経営状況等に関して、各担当課及び対象団体等の協力を得て、必要に応じてヒアリング等を実施するなど総括的な分析・検討を行い、外郭団体等に対する市としての方向性を検討する。

③ 各担当課

担当課は、外郭団体等の自主性・自立性に配慮しながら、本方針に基づき、外郭団体等へ経営計画の策定を要請し、必要な支援や指導、進行管理等を行う。

④ 各外郭団体等

各外郭団体等は、中長期的な経営計画を策定し、その計画に基づき事業等を実施する。また、第三セクター等経営評価検討委員会より改善案が提示されたときは、今後の対応策を回答するとともに、今後の運営に反映させていく。

(2) 情報公開の推進

市長は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、毎事業年度、議会に対して経営状況を説明する書類を提出することとされている。

この規定により、一定の情報は公開されているが、最低限のものに過ぎず、市民に対して、より一層透明性を高めるためには、より詳細でわかりやすい情報の公開が望ましい。

特に本市に相当程度の財政的なリスクが存在する外郭団体等において経営が著しく悪化している場合には、本市において策定した「経営健全化計画」の定期的な取組状況の公表が必要である。

また市は、各外郭団体のホームページ等へ財務諸表等の公開について積極的に指導するとともに、市のホームページや広報誌等での情報公開について支援する。

